

# 日本の農山村における洗濯機のコモニング

岩島 史\*

本稿は、1950年代から60年代にかけて日本の農山村でしばしば見られた、電気洗濯機の共同利用を、フェミニスト・ポリティカル・エコロジーのコモニングの視角から分析する。長野県の旧戸倉町千本柳の北生活改善実行グループでは、1957年9月から28世帯で2つの電気洗濯機を購入し、共同洗濯を行っている。洗濯労働を担う“嫁”たちが忙しすぎることから、電気洗濯機の導入を希望したが、(1) 資金、(2) 夫や“姑”らの反対や無理解、(3) 洗濯機を設置する土地の主に3つの障壁があった。これらを生活改善グループの“嫁”たちが生活時間調査を実施して説得すること、“主人”たちの協力と新農村建設設計画による補助金などによって克服することで電気洗濯機の共同導入が可能になった。しかし、洗濯機のコモニングは一時的なものに終わった。本稿の事例は、コモニングがめざすべき新たな共同性は、決して過去の共同体の懐古主義ではないことを示している。

キーワード：コモニング、フェミニスト・ポリティカル・エコロジー、農村女性、洗濯機、戦後日本

## I. はじめに

本稿では、1950年代から60年代の日本の農山村で見られた洗濯機の共同利用および洗濯の共同化をとりあげ、コモニングの視角から検討する。近年、激しく進行するネオリベラリズムと個人化へのオルタナティブとして、コモンズ／コモニングが再注目されている (Clement et al. 2019, Nightingale 2019ほか)。コモニングとは、これまでコモンズと称されてきた共有地や共有資源を、そこへのアクセスや利用、世話をし、責任を受け入れ、利益を分配するルールや規定の設立と作り直しに関わる動的なプロセスととらえようとするフェミニスト・ポリティカル・エコロジー (FPE) の視点である (Gibson-Graham et al. 2016: 195, Clement et al. 2019: 2)。コモニングは単なる資産ではないため、それを管理し、使用し、ケアし、利益を得る「コミュニティ」の存在と不可分である (Gibson-Graham et al. 2016: 196)。このコミュニティには、人間だけでなく、生物や土壤、空気、田畠といった「自然環境」も含まれ、人間と人間以

上 (more-than-human) も含めた「コミュニティ」全体のウェルビーイングを考慮することがめざされる。ここでの「人間以上のもの」には、生物や自然環境だけでなく、本稿で扱うようなテクノロジーも含まれている (Nightingale 2019: 22-3)。

FPEが共通して重視する基本的な枠組みは、人間以上 (more-than-human) の存在も考慮に含めたウェルビーイングとケア、「科学知識」の相対化である。人間以上のウェルビーイングとは、単に「人間」が「自然環境」を「守る」という一般的な環境保護の考え方とは異なる。人間が自然资源を搾取する論理と、「人以下のもの (less-than-human)」と不当に認識されている人間が搾取される構造は連なっているという考え方に基づいている (Mollett et al. 2020: 280)。FPEの視角からは、現在の気候変動や飢餓などの危機も、自然環境を搾取して当然の「資源」とみなしこれでも良い人種と位置づけられた人々による安価な「労働力」を、グローバル・サウスの国々から調達することを前提とする欧米や日本などグローバル・

\* 京都大学大学院経済学研究科講師

ノースの国々の経済成長の結果とみなされる（岩島 2025c）。このような西欧の知識生産に根ざしている文化と自然の二項対立を批判し、植民地主義的な関係から脱するために人間中心主義からの脱却、そして経済成長ではなくウェルビーイングをめざすことがFPEでは謳われている（Mollett et al. 2020: 274）。

しかし、人以上のものを含むウェルビーイングを志向することが、そのまま、コモニングを担うコミュニティが非搾取的で、非家父長的で公正なものであることを保証するものではないだろう。FPEの視角からのコモニング研究は、資源へのアクセスとコントロールの差異や不平等をひきおこす構造的な権力の形態を問うものもある。そして、その権力が人々にどのように経験されるかは、ジェンダーとその他のインターベクショナルな社会関係によって異なっていることも重視されている（Clement et al. 2019: 3-4）。ここでの権力は、ミシェル・フーコー（Foucault 2000）やジュディス・バトラー（Butler 1990）が強調しているように、垂直的に強制的・威圧的なものだけでなく、同時に人々の行為可能性を提供するものもある（Nightingale 2019: 21）。人々は、位置づけられた権力関係の中で身体を拠り所に自らを社会的文脈に位置づけながら、行為主体として主観性（subjectivity）を行使する（Clement et al. 2019: 3-9）。本稿では、共同洗濯をめぐって生成するコミュニティにおいて、人々はどのような権力関係の中に位置づけられていたのか、その中でいかに行為主体性（agency）を発揮し得たのかを明らかにすることをめざす。

電気洗濯機は、一般にコモンズ／コモニング研究の対象とされてきた自然環境や生産のための資源ではないが、下記の点からコモニングの議論に位置づけることが可能であると考える。まず、電気洗濯機は農家世帯の再生産労働の中でも最も重労働だといわれる洗濯労働の一部を女性とともに担い、女性たちのウェルビーイングの向上をめざすものであること。次に、その電気洗濯機へのアクセス、利用、電気洗濯機が壊れず水の利用や排

水がコミュニティにダメージを与えないためのケアの責任を共有する人々のコミュニティが生成していることである。電気洗濯機のような再生産労働に関わるテクノロジーをコモニングの視点から論じた研究は、管見の限りまだ無いが、農業に関する技術の普及をFPEの視点から論じた先行研究はいくつかある。例えば、イングリッド・L. ネルソンらは、新たな農業技術が導入される際の、位置づけられた知識（situated knowledge）、ジェンダー化された労働、情緒的かつインターベクショナルで種間（inter species）の関係に焦点をあてる農業技術のフェミニスト・ポリティカル・エコロジー研究という視角を提出している（Nelson et al. 2024）。農地のリモートセンシング、農業アドバイスアプリ、自動乳搾り機の事例から、農業テクノロジーが既存のジェンダー分業を再強化すること、自動乳搾り機の場合には、身体化された動物との関係性が変化し、農業者としての主観性の変化にもつながることを論じている。また、ステファニー・ブーシュラーらは、ソーラーテクノロジーの普及において、女性のコミュニティリーダーが主に女性に対する新たな知識の普及に重要な役割を果たす一方、高齢のシングル女性は収入が少ないとなどから、ソーラーテクノロジーへのアクセスから排除されがちであることを指摘した（Buechler et al. 2020）。

本稿は、社会的再生産のコモニング（Federich 2012, Sato and Soto Alarcon 2019）とも位置づけ得る1950-60年代の洗濯（機）の共同化が位置づけられていた構造的な権力とジェンダーを分析することを通して、コモニングがめざすべき新たな共同性は、決して過去の共同体の懷古主義ではないこと、「昔がよかったわけではない女性には、懐かしむべき過去は存在しない」（伊田 2024: 120）ことを示す。

## II. 日本の農山村と洗濯機

「三種の神器」の一つである電気洗濯機は、日本の都市においては、1950年代後半から普及し始

表1 電気洗濯機の農家世帯普及率(%)

都市	農村	電気洗濯機の農家世帯普及率(%)														
		北海道	山形	宮城	茨城	千葉	長野	新潟	富山	愛知	兵庫	島根	岡山	愛媛	福岡	鹿児島
33	6.8	2.0	1.6	6.3	4.1	2.4	5.6	5.2	7.1	12.8	12.2	3.6	13.2	14.3	3.8	3.3

出典：経済企画庁 1959: 72より作成。原資料は経済企画庁「消費者動向予測調査」昭和34年2月調査。

めた。近代的で豊かなアメリカ式生活様式の象徴であり、消費の責任者としての「主婦」がその管理・運営を担うものと論じられてきた(吉見 2004; Partner 1999)。経済企画庁がまとめた『国民生活の地域別分析』によると、1959年時点での電気洗濯機の世帯普及率は、都市の全国平均で33%、農家では全国平均で6.8%である(経済企画庁調整局民生雇用課編 1959: 72)。表1に示す通り、都道府県別では、農家世帯への電気洗濯機の普及率が最も高いのは愛媛県の14.3%であり、最も低いのは山形県の1.6%である。他方で『国民生活白書 昭和42年度』の数値によると、1968(昭和43)年2月時点での電気洗濯機の普及率は全世帯平均84.8%(経済企画庁 1968: 26)、農家で83.9%(同: 135)であり、1960年代の間に農家世帯においても電気洗濯機の普及が進んだことがわかる。

日本における最初の電気洗濯機は、1913年、米国のウェスタン・エレクトリック社から、日本電気と三井物産が輸入したものだといわれている(伊藤 2017)。1930年代頃から国産が可能になるが、太平洋戦争下での製造中止を経て、戦後は1947年5月頃から、他の家電製品と同様に占領軍家族向けに製造が再開された。しかし日本人メイドのほうが電気洗濯機よりも早く安く洗濯ができるという理由から(山田・森 1983: 45)、1948年7月には占領軍向けの発注が打ち切られ、他の家電に先駆けて国内世帯向けの販売が開始された(林原 2006: 119-21)。ただし、1949年に東芝が攪拌式洗濯機の販売を開始した時点では1台が54,000円と、当時の「サラリーマン」の月給の10倍以上という高額な製品だった(天野・桜井 2003: 177)。

1953年、サンヨーは日本で最初の噴流式洗濯機を開発し、28,500円で販売を開始した。噴流式は、それまで主流だった攪拌式のように米国由来のテクノロジーではなく、英国のフーバー社の技術を参照したもので、四角い形とよりコンパクトなサイズ、攪拌式と比較して安価であったことから、電気洗濯機の普及を加速させた。それまで労力を削減することは「怠惰」であると忌避されてきたが、電気洗濯機の普及が、労力の削減はめざすべき合理性であり文化的な生活の条件であると認識の変化を促した。噴流式が開発された1953(昭和28)年は電化元年とも呼ばれる(ダイヤモンド社編 1966)。

農山村においては、洗濯機は「明るい生活」や「生活の合理化」に資するものとして、過重労働の軽減とそれによる農家世帯の“嫁不足”的解消、「家」の存続が農家世帯の側でも電機企業の側でも強調されていた(岩島 2022)。戦後の農家世帯に最も普及していた農家向け家庭誌である『家の光』が、最初に電気洗濯機の広告を掲載したのは1955年6月号である(岩島 2022: 362)。農家世帯が戦前から、肥料など生産資材の共同購買のためを利用している全国購買農業協同組合連合会(全購連)も、1958年7月から、電気洗濯機の取り扱いを開始している。全購連が家庭用電化製品の取り扱いを開始した理由は、「農家の主婦の労働過重をふせぐとともに、農家が使用する電気器具の価格の適正化をはかるため」であり、電気洗濯機とホームポンプの取り扱いが家電では初の取り扱い商品となった(岩島 2025a)。農家世帯においては、衣類を石鹼で洗う「洗濯」という営み自体が1910

年時点ではほとんど普及していなかったとされ、農村部での洗濯石鹼の販売を重視することによつて業界内の生き残りをねらったライオン油脂が全購連と共同で洗濯講習会を開催するなどして、石鹼利用および洗濯の普及・啓蒙活動を戦前から行っていた（岩島 2025a）。1953年から1957年にかけては、全購連の生活資材購買事業の赤字立て直しを図って、「クミアイマーク全戸愛用運動」を開始し、農業協同組合婦人部がその主要な担い手となつた（全国農協婦人組織協議会 1972: 114-5）。クミアイマーク全戸愛用運動の期間（1953-57）を通じてクミアイマーク石鹼の取扱量は増加を続け、その後の合成洗剤を農家の女性たちが「受け入れる」基盤をつくったとされている（岩島 2025a）。電気洗濯機の稼働に必要な電気については、1958年9月時点で「余程の山村僻地を除いて全国あまねくゆきわたつて」いた（経済企画庁調整局民生雇用課編 1959: 90）とされるが、水道の農山村の普及率は、1956年時点では1割に満たないほどであった（労働省婦人少年局編 1961: 174）。

電気洗濯機をはじめとする家庭用電化製品（家電）は、個人の所有物として各世帯で購入されることが想定されているが<sup>1</sup>、特に電気洗濯機の普及初期の農山村において、洗濯機が共同で利用されることは珍しくなかつた<sup>2</sup>（天野・桜井 2003）。電気洗濯機に限らず、当時の農山村では家事労働と主にそれを担う女性（“嫁”）の過重労働の軽減のため、再生産労働を共同化する試みが多く見られた。1948年に占領政策の一環として、農家世帯の女性の地位と生活水準の向上をめざして農林省によって開始された生活改善普及事業や農業協同組合が、女性の過重労働の軽減の方途として、家事労働の共同化を図つていた。農林省農政局生活改善課の調査では、1968年時点で共同炊事、集団給食、食品共同加工、共同洗濯、共同縫製、共同保育、生活資材の共同購入、自家用農産物の共同栽培、共同浴場などの取り組みが見られた。全国的に最もよく見られたのは、農繁期の共同炊事である（岩島 2025b）。共同洗濯については、後述するように同時代の事例報告はいくつか見られるもの

の、ほとんど研究対象とされてこなかつた。しかし、洗濯は農家の再生産労働の中でも最も時間とエネルギーを要する労働であり、それらが共同化されること、電化されることは、農家の人々に大きな影響を与えたと考えられる。

### III. 事例と方法

農村における電気洗濯機の共同利用、および洗濯の共同化について、農林省の生活改善課『生活改善実行グループのあゆみ』1953年度から1972年度、および雑誌『家の光』1950年から1972年<sup>3</sup>を通覧した他、国立国会図書館サーチを用いて、「洗濯機 共同」「共同 洗たく」などで資料検索した結果、表2に示す9つの事例が確認できた。最も早いケースで1951年から見られる。洗濯機の共同利用／洗濯の共同化に関する事例報告は1950年代を中心に1960年代にかけて見られるが、1970年代以降の事例は見つかっていない。

9つの事例のうち、共同洗濯のあり方には4つのタイプが見られる。まず事例1のタイプで、1台の電気洗濯機を共同で購入し、自宅で使用、使用後にグループメンバーの自宅まで洗濯機を運ぶという方法である。それに対して、事例2の場合は、一人のメンバーの自宅に電気洗濯機を設置し、非農家の女性が農家世帯の洗濯をするために雇用されている。最も多く見られたタイプは、集落の中に共同洗濯場を設置するものである。その中で、事例9のように当番が交代で全員分の洗濯を行う例もあったが、最も多かったのは、各世帯から共同洗濯場に出向き、各世帯分の洗濯を共同洗濯機（もしくは共同の洗濯槽）を用いて行うというものである。事例5、6は、電気洗濯機ではなく、動力利用のコンクリート製簡易洗濯機を共同利用している。電気洗濯機の普及以前には、さまざまな農家向け簡易洗濯機の工夫が見られ、農業用モーターや水車を動力として用いたもの、小川の流れにタルを掛けたものなどがあった<sup>4</sup>。農山村のほとんどの世帯にまだ水道が普及していない状況で洗濯機を導入するためには、給水と排水が可能な場

表2 共同洗濯／共同洗濯機の事例一覧

番号	開始年	事例の地域	共同利用の概要	資料・出所
1	1951年 7月	三重県名張町安部 田部落	生活改善実行グループやよい会13戸で1台の電気洗濯機を共有。1951年には県の生活改善実践部落として指定、県助成の1万円とみんなで出し合った5,000円で中古電気洗濯機1台を購入、戸毎に平均2日間(晴れの日)使って次の家へ回す。	増淵玉江(1953) 水谷効治(1953)
2	1953年 農繁期	千葉県船橋市	非農家の婦人の協力によって、ある農家の庭に備えた1台の電気洗濯機に、農家は名前を縫い付けた洗濯物をもってきて頼む。汚れたものは出されず、冬物が多かった。	増淵玉江(1953)
3	1957年	大分県宇佐郡安心 院町字崩ヶ迫崩ヶ 迫	7戸のグループで共同洗濯所。1956年から、子牛1匹を売った収益56,000円と改良資金に当てようとしたお金で、広い土間に便所、風呂場、台所などを改善。共同洗濯の他に簡易水道や共同パン焼き窯、農業機械の共同利用も行う。今後共同洗たくを当番制にしていきたい。	江藤園子(1960)
4	1956年	宮崎県都於郡農協 婦人部	28人の主婦のグループ「長園部落第一グループ」で井戸ポンプ購入のための養豚の子豚を買う資金を農協で貸付をうける。豚の共同飼育5年目に貸付金を返還し、電気井戸ポンプを購入。共同洗濯場の設置(湧き水利用、手洗い)を設置。電気洗濯機は1959年以降、5台を(個人で)購入。茶摘み、除草、みかん育苗も共同で行う。	大久保キミ子 (1962)
5	1956年	岡山県勝田郡勝央 町植月	生活改善クラブ33戸で共同水車の横に手製のコンクリート洗濯機を製作。セメント代、パルセーター、ベルト、ブーリーと一緒に3,000円あまりの経費。水車の動力を利用し、米つきと洗濯ができる。水車までの距離は遠くで徒歩10分程度。本洗を洗濯機で洗い、すすぎは下の川ですませ、脱水は洗濯機のそばの脱水機で行う。	記名なし(1959) 『婦人俱楽部』40(3) 記名なし(1956) 『農村文化』35(8)
6	不明	岡山県西大寺市金 田西宮生活改善ク ラブ	14戸の金田西生活改善クラブで共同購入の利益からモーター利用の簡易洗濯機を共同で製作、電力料金もそこから支出。部落の中央で、余っているモーターのある元村長の家の作業場に設置、経費は4,500円ほど。班別で使用。	記名なし(1956) 『農村文化』35(8)
7	1957年 9月	長野県埴科郡戸倉 町千木柳北組合	電気洗濯機2台、動力脱水機1台、動力揚水ポンプ1台他を28世帯で共有。	宮坂光江(1959) 竹内むつ子(1959) 田中ちた子(1959) 記名なし(1962) 『経営実務』17(10) 本誌記者(1960) 『農業世界』55(6)
8	1957年	青森県小沢農協	農業協同組合が共同浴場と共同洗濯場(攪拌式電気洗濯機2台、小型噴流式電気洗濯機1台)を設置。共同洗濯場の建設には20万円、共同浴場の建設には40万円がかかった。2人が共同浴場と洗濯場の運営のために専任で雇われている。利用対象世帯は組合員46戸、計2,862人。1時間40円で洗濯機を使用可能。	小館平苗(1957)
9	1964年	豊橋市柱地区	25戸の生活改善グループによる集団洗たく。共同浴場と同メンバー。洗濯機、脱水機、プレス機各1台とアイロン台2台を設置。農林省の「テストケース」であり、建設に要した64万円のうち、国と県から20万円ずつの補助金、市から10万円の補助金が支給された。共同浴場の収益から14万円を地元負担。2人のグループメンバーが当番でグループ全員分の洗濯を行う。	全国農業協同組合中央会(1968) 農林省農政局生活改善課(1968) 伊藤なみ(1966) 柴田エミ子(1966)

出典：資料調査より筆者作成。

所に共同で洗濯機を導入することが最も合理的であったと考えられる。本稿では、洗濯機の共同化の典型例であり成功例でもある事例7をとりあげて詳細に検討することを通して、洗濯（機）の共同化をめぐるコミュニティがどのような権力関係の中に位置づけられていたのか、その中で人々はいかに行行為主体性を発揮し得たのかを明らかにすることをめざす。

## IV. 洗濯機のコモニング

### 1. 長野県埴科郡戸倉町千木柳北組合の事例の概要

長野県埴科郡戸倉町（現千曲市）千木柳の北生活改善実行グループでは、1957年9月から28世帯で2つの電気洗濯機を購入し、共同洗濯を行っている。同地区では、1953年に農業委員会の援助により、五加農協管内の全戸数230戸を7つのグループに分け、生活改善実行グループ活動がスタートした。北生活改善実行グループは、28戸の「主婦」たちが、毎月1回集まり、活動を続けてきている<sup>5</sup>。ただし、1959年に同グループの生活改良普及員が農林省の生活改善普及事業体験発表会文集である『生活改善実行グループのあゆみ』に発表した報告によると、同グループのメンバーは20代4人、30代10人、40代3人、50代1人の18人である（宮坂 1959: 90）。同文集では電気洗濯機は「30戸」で利用されていると記載されている（竹内 1959: 87）ことから、洗濯機の共同利用をする世帯の中にも「北グループ」での活動をしていない世帯があると推測される。

共同洗濯場はブロック建築で約10m<sup>2</sup>（3坪）、2個のすすぎ用コンクリート水槽、汲み上げ式ポンプ、2台の電気洗濯機を備えている<sup>6</sup>。共同洗濯所は集落の中心に位置し、最も遠い家で100mほどである（宮坂 1959: 96）。同グループのメンバーが『生活改善実行グループのあゆみ』に発表した体験記録によると、当時の同地区は、田畠合わせて平均約0.48ヘクタールという狭小な二毛作地であり（作目は米、麦、蔬菜、りんご、杏、養蚕など）

ど<sup>7</sup>）、兼業農家が多いため、家畜の世話、田畠の仕事、養蚕などほとんどの仕事が老人と女性の負担となっていたという（竹内 1959: 87）。忙しい生活中、「洗濯物など家の隅に山のようにつまれて着るもののがなくなってしまうし子供は汚れたままで遊ばせておくというような状態」であった。この忙しさを解決するための話し合いの中で、子供やおばあちゃん（“姑”）に手伝ってもらえそうな炊事、掃除は手伝ってもらうが、「一番たいへんな洗濯のことをどうするかが問題にな」ったという（同上）。

電気洗濯機のこともその中で話題にはあがったが、何万円もする電気洗濯機を個人で購入することは「夢のような希望でしか」なかった。しかし夫たちが耕運機の共同利用をしていることから、洗濯機の共同利用を思いつき、洗濯機を借りて体験してみた結果、洗濯機導入の機運が高まったという（同上、岩島 2022: 371-3）。

洗濯場の建設と2台の電気洗濯機購入などには総額21万円を要した。そのうち国庫補助が88,000円、残り12万円を農協から借受け、グループ員1人当たり4,000円を責任額とし、土地改良の労賃や米、麦が取れたときの現物で農協に納め、1959年12月までに完済した<sup>8</sup>。洗濯場の運営は、生活改善グループ員が1人ずつ交代で当番をつとめ、当番が鍵を開けることになっている。使用時間は1日平均6～10時間である<sup>9</sup>。当番は、注意することや思ったことがあれば日誌に記録すること、また運営上で問題が起きたときは、そなえつけの黒板に書いて連絡することとなっている。日誌を書くことは、「一寸面倒なこと」であると同時に、「ユーモアなことを書いたりして笑いの種子になったりこれは皆の和と心のつながりを育てた」コミュニケーションの場でもあった（竹内 1958: 89）。1ヶ月で必要な電気料金は、1人当たり約4円だが、毎月1人当たり5円を徴収することで、電気料金の支払いと運営資金にあてている。また、個別に米麦の収穫期に洗濯機の購入費として米5升（約500円相当）を貯金しているという<sup>10</sup>。

## 2.集落内および世帯内での権力関係と行為主体性

### (1) 導入過程

電気洗濯機の導入を望んだのは、洗濯を担当していた“嫁”たちであった。生活改善グループができて数年たった頃、グループでの講習会が終わつたあと、世間話の中で、毎日の忙しさの中で洗濯も満足にできない悩みを隣の人に打ち明けたところ、皆が同じような悩みを持っていたことがわかり、「ともかく忙しすぎる」生活の、どこがどのように忙しいのか、生活、労働時間を調べることになったという。その結果、畠仕事の合間に片付けているつもりの洗濯が、意外に大きな時間を占め、疲労の原因になっていることがわかった<sup>11</sup>。洗濯の疲労を軽減するため、空き箱を重ねて立って洗濯ができるようにしたり、水の運搬を楽にするため、ホースを使用し、疲れ方の違いを実験するなど、お金のかからない工夫を重ねたが、疲労はあまり軽減しなかった。電気洗濯機がほしいと思う気持ちはあったが、「万」というお金を、めだたない主婦の洗たくのためなどにしてくれる家はまかないし、水道や排水の設備がないとダメだというわけで、遠い夢のようなもの」だった（同上：234-5）。

同グループが電気洗濯機を共同で導入するにあたって、障壁となったのは、(1) 洗濯機導入のための資金、(2) 夫や“嫁”ら世帯員の反対や無理解、(3) 洗濯機を設置する土地の主に3つであった。

まず資金について、同グループを構成する世帯にとって、電気洗濯機は大変高価であり、しかもそれを「めだたない主婦の洗たくのためなど」に支出することは考えられないことだった。1956年の雑誌『家の光』広告によると、ナショナル電気洗濯機は27,500円、サンヨー洗濯機のSW-55型噴流式が28,000円、SW-56型うずまき式が33,000円、日立電気洗濯機の移動渦巻き式は27,900円であった（岩島 2020: 362-3）。一般に、農家世帯が洗濯機の購入を見送る理由には、上下水道の整備が進んでいないために、洗濯機を購入しても水くみの必要があり（Partner 2001: 512）、すすぎ、脱水

などの労働が電気洗濯機を用いても残ることから労働が大きくなれば軽減されないことが指摘されている（岩島 2025a）。また、山口県で1964年に行われた541世帯を対象とする調査では、電気洗濯機をすでに購入した219世帯では、その決断の55.2%を「主婦」が行っていたのに対し、洗濯機を導入していない322世帯の決断は、その57.2%を「主人」が行っていた<sup>12</sup>。また、洗濯機を導入していない世帯でも75.5%がすでにテレビを保有していた（山口県農林部、山口県農村電化推進協議会、中国家庭電気普及会山口県支部、中国電力株式会社山口支店 1964）。

また、“嫁”たちは、「今の“嫁”は楽をしたがる」「共同洗濯機が井戸端会議の場になる」という理由から、共同洗濯機の導入に反対した（岩島 2022）。農家世帯における消費の意思決定から“嫁”が排除されていたこと、洗濯機の導入が“嫁”的利益にしかならないこと、“嫁”的世帯内での地位および洗濯労働の地位が低いことなどから電気洗濯機の購入のための支出が優先されなかったことがわかる。同グループのメンバーは生活改良普及員とともにこれまで洗濯にかかっていた時間を調査し<sup>13</sup>、可視化することを通して“嫁”たちを説得したという（岩島 2022: 373）。

3番目の共同洗濯機を設置する土地については、給排水の便利が良く、皆の家のなるべく中央に置きたいと考えたが、土地取得は難航していた。同グループメンバーの生活改善体験発表文によると、「この頃、主人達からそんなに一生懸命なのだったら協力しようといわれてやっと道が開けてきたように思いました。今まで私たちだけではむづかしかった土地の選定のこと、賃金のことなどみんな解決して洗濯機2台、すすぎ場など備えた近代的な設備が3ヶ月ほどで出来上がってしました」という（竹内 1959: 88）。雑誌『農業世界』の記者によると、土地は有志の好意によって貸してもらえることになったという<sup>14</sup>。どのような人からどのような土地を借りることになったのか、詳細は不明だが、女性で“嫁”であるグループメンバーの力では土地を借りることが困難であ

り、「主人」たちの協力を得てはじめて、彼女たちの力の及ばないところで事態が進んでいったことが見て取れる。同グループの普及員の記述でも「主人が協力を申し出してくれ、困難だった土地、建物、施設、資金は農協からと着々と進め…」(宮坂 1960: 94)とあり、農協から資金を借りる手続きも「主人の協力」を得てはじめて可能だったと考えられる。他方で、洗濯場の建設にあたっては、近くの部落の個人経営の洗濯所を見学にいったり、普及員の意見を聞いたりしながら、グループメンバーが設計図を作ったという<sup>15</sup>。電気洗濯機は最初2台設備したのち、生活改善グループ発表会で発表後に東芝から1台の寄贈<sup>16</sup>を受け更新し、1962年時点では4台<sup>17</sup>が使用されていた<sup>18</sup>。

これらの3つがどのような順で解決したのかは、資料によってややばらつきがあり、正確なところはわからないが、現在入手できている資料の記述を総合的に判断すると、最終的に共同洗濯機の実現に至ったのは、1957年に新農村建設設計画のモデル地区に指定され、補助金を得たことが大きなきっかけになったと考えられる<sup>19</sup>。新農村建設計画は、農地改革を経た1950年代農村で見られた社会的な分断の是正をめざす農村再編政策であり、1956年から5か年計画で実施された<sup>20</sup>。それまで農村社会の政治・経済の中心を占めた地主層ではなく、自作農の子である青年層を担い手と位置づけ、農業協同組合を中心とする体制の構築をめざしたものであった(森 2006)。他地域でも、共同で電気洗濯機を導入するための資金捻出方法として、「新農山漁村建設補助金が農林省から4割もらえる」ことを理由に生産組合を組織し、生活改善のための共同洗濯場であるという名目を作った例もある<sup>21</sup>。

## (2) 導入後の洗濯労働

共同洗濯以前には、洗濯は他の世帯員が昼夜しているときや夜寝たあとに“嫁”がするものとされていた(岩島 2022: 372-373)。このグループでは、電気洗濯機導入前には、井戸水、風呂水、川の水を利用して洗濯を行っており、グループ員 18

人のうち排水が不便だと感じている人は半数であった。1回の洗濯にかかる時間は6人家族で約2時間であった(宮坂 1959: 986)。

共同洗濯所を利用するようになり、洗濯労働はどう変化したのだろうか。生活改善グループの体験発表文集によると、洗濯の頻度は3日に1回から4日に1回に減少した。電気洗濯機の導入後の効果として、「洗濯が楽しくなって疲れない」「子供や家族がさっぱりした着物を身につけていられる」と、そして「今まで新聞をよむことなどできなかたがこの頃ゆっくり読める」「子供と楽しむ時間が持てる」「炊事や掃除などにも手が回る」「会合に出られるようになった」ことが挙げられている(竹内 1959: 88-9)。

田中ちた子(1959)の報告によると、共同洗濯の「実際」は下記の通りである。

竹内さんが洗濯の実際をやってみせて下さることになりました。片手のバケツには洗濯物と粉石鹼<sup>22</sup>、片手には家で沸した湯を運んでこられます。そしてまず洗濯機の中に簡易水道から出てくる水を入れて予洗し、次にバケツの湯を入れてぬるま湯にし、大匙で計った粉石鹼を入れて泡立て、五分間のスイッチに合せて洗濯機を廻します。汚れが落ちると次はローラー脱水機で絞って、これを、その洗濯の間にためておいた洗濯槽の中に入れて濯ぎはじめます。〈中略〉ここで水をかえて三回濯いでローラーで絞った上、両手でパン、と叩いて皺を伸しバケツに入れて家へ持つて帰るという段取です。〈中略〉

竹内さんは共同洗濯所から洗濯物の入ったバケツを下げて自分の家の庭先にもどって、それを干すことになりました。何しろこのお宅は十人家族ですから竿なども二本や三本で足りるわけがありません。それを解決するためでしょう、五十メートルほどの庭先の端から端までに針金がピンと一本張り渡してあります。これにかけることが一つ。

次は別棟の隠居所でもありますか、そ

の軒先に竿が二本かけられており、また二階の広い蚕室の軒下には長い見事な太さの竿がかけてあり、その竿には麻紐で輪をつくって幾つも通しその輪の先にプラスチックの洗濯ばさみがとめてあります。〈後略〉

(田中 1959: 193-4)

共同洗濯所まで、最も遠い家でも 100mほどではあるが、徒歩で 10 人分の洗濯物と湯を入れたバケツを運び、電気洗濯機があるとはいえ、洗濯機からすすぎ槽への移動、3回のすぎ、ローラーを用いた脱水、水分を含んだ洗濯物を家まで下げるまで帰り、3ヶ所に分散した干場の竿に洗濯物をかけて干すという労働が引き続き必要であることには留意が必要である。

電気洗濯機を導入したことのみによるものではなく、それを共同化したことの成果と思われるものは、洗濯機導入の過程で、労働時間調査や戸別訪問、賛否両論を含めた多くの議論が集落内や世帯内で行われた結果、「洗濯が仕事の一つとして堂々と認められるように」なり、世帯員の昼寝中や夜中ではなく午前中に洗濯を行うことができるようになったことである<sup>23</sup>。このグループを支援した生活改良普及員によると、農繁期でも 56%、農閑期であれば 70% のグループ員が午前中に洗濯を行うことができるようになり、夜に行うメンバーは農繁期で 19%、農閑期で 9% と少数派になった(宮坂 1959: 100)。他の世帯員にとってそれまで「嫁のホマチ仕事」だった洗濯が、日中に行うに値する「家事労働」に変化したことは大きな効果であったといえる(Iwashima 2022)。また『農業世界』の記者によると、「洗たくが主婦だけのものではなく、子どもも喜んで洗たく所に現れ、休日には洗たくものをかかえた主人の顔も見られるようになった」という(本誌記者 1960: 237)。

1958 年の決算によると、共同洗濯所のなかった年に比べて、電気料金が一戸あたり約 360 円新しく必要になっているが、石鹼代は一戸あたり 1,010 円 (12.8kg) から 656 円 (7.36kg) に減少し、洗濯時間は年間 24.3 日から 10.2 日に減少してい

る<sup>24</sup>。他事例でも共通して、共同洗濯の「成果」として報告されるのは、時間と労力の節約であり、浮いた時間と労力は収入増加につながる労働にまわすことができるとされた。この事例では、1 年間に 1 戸あたり 2,900 円近く節約できたと計算している。この時間は畠仕事のほか、「子どもの世話や家の整頓」に使われているという(同上)。

同グループでは、収入が上昇したとしても、1 軒に 1 台ずつ洗濯機を導入することにはこの時点では否定的だった。その理由はどの家からも洗濯所が近いこと、洗濯機が 4 台に増えたため、洗濯所が満員になることはめったになく、たいていは 1 人で 2、3 台使い、一度にすぎもできること、家に洗濯機を備えても水道と排水設備がないことなどであるという<sup>25</sup>。このことは、共同洗濯場の設置が、洗濯という労働をともに行うことにはつながらず、各自がそれぞれ、洗濯機の空いている時間に個別に洗濯を行っていたことも示唆している。

北生活改善実行グループの共同洗濯所はその後、1966 年に解散し、取り扱われた。電気洗濯機が各世帯に普及し、共同洗濯所の利用者が減少していたところ、共同洗濯所前の道路拡張・舗装を機に、8 年間の共同洗濯が終わりを迎えたという(竹内 1995: 7)。本事例に限らず、多くの共同洗濯は、電気洗濯機がより普及し、上下水道が整備されるに従って、消滅していったと推測できる。農林省は、1964 年以来、全国の 6ヶ所で多額の補助金を注ぎ込んだ「集団洗濯」を実験的に実施している<sup>26</sup>。しかし 1968 年の全国農業協同組合中央会の調査によると、「この施設が新聞、テレビ、雑誌その他で報じられるにつれて毎年全国各地より多数の見学者が訪れ、その成果を認めて帰っていつているにもかかわらず、この種の施設は増えていない」(全国農業協同組合中央会 1968: 261)。また、6ヶ所の実験施設のうち、豊橋市の 1 つの事例を除き、思わしい結果が出ていないため打ち切る方針であるとされている(同上)。

これらの共同洗濯が芳しい成果を収められなかつた要因には、設備投資にかかる金額の大きさ

に加え、洗濯を共同で行うことそのものにともなう「気兼ね」の問題もあったと考えられる。事例9では、集団洗濯開始後1965年夏の会合で、洗濯物の出される量が不十分であることが問題になった（岩島 2025b）。このグループを支援した生活改良普及員によると、一日平均16.3kgの洗濯物が出されているが、「まだ洗たくする能力のある設備を無駄に使用していること、しかも衣服は清（ママ）にならないというこの現状の不合理」があったという（柴田 1966: 193）。洗濯物の量が少ない理由は、「誰もが当番の日は早く終わりたい」と願っているのに、「大きなふとんカバーやしきふは出しにくい」ためであることが反省会で明らかになった。そのため、布団カバー類は「各自が当番の日に必ず洗う」ことが申し合わされた（伊藤 1966）。つまり、洗濯を共同化するコミュニティのメンバー全員（他者）のウェルビーイングを考慮することが、共同洗濯ではなく各自での洗濯、もしくは洗濯をしない（布団カバーは洗わない）という行動につながっているといえる。生産と生活が密接に結びつきながら歴史的に形成されてきたコミュニティの内部に新たな洗濯のコモニング・コミュニティを生成させることは、すでにあるコミュニティメンバーへの配慮（ケア）なしには成立し得ないし、その後の生活をつつがなく継続するためには、すでにあるコミュニティへの配慮（ケア）のほうこそが優先されるのである。

また、「洗たく開始当時は奇麗な（ママ）新しい衣類ばかりであったものが、最近では随分いたんだものも出されるようにな」ったことも指摘されていた（柴田 1966: 193）。福井県三国町加戸の集団洗濯においても、当番制のために「洗たく物のすべてを持参するということは、いささか抵抗があるようで、一部は家庭内で処理することになる」という（農林省農政局生活改善課 1968: 247）。汚れた衣類を「きれい」にすることが洗濯の目的であるにもかかわらず、生活をともにするコミュニティのメンバーに傷んだ衣類を見られたくないという気兼ねは、自宅での洗濯労働を維持することにつながり、労力や時間の節約効果を減

じるだけでなく、洗濯を共同化するという営み自体の限界を示唆していると考えられる。

## V. おわりに

本稿で検討した共同洗濯の事例では、農家世帯において発言権が最も弱い“嫁”的立場の女性たちが、洗濯労働を担っていた。電気洗濯機を共同化するという試みは、各世帯に給排水設備が整備されていない農山村の周縁化された環境と“嫁”的仕事である洗濯のための支出（各世帯での購入）をしぶる農家世帯の意思決定、そして生産・再生産を問わず「共同事業」を推進しようとする農業・農村政策を契機としていた。農家世帯への家電導入が進まない理由が、経済的制約ではなく、女性たちが労力を惜しむべきではないとする規範であったことはすでに指摘されているが（Partner 1999）、本稿の事例の場合でも、各世帯が電気洗濯機を導入しない理由は、経済的なものだけではなかった。1950年代後半という時期における電気洗濯機の共同利用は、以上のような各世帯での導入を阻む構造的権力と、共同化を推進しようとする国家権力の枠の中で可能になったといえる。同時に、生活改善グループの“嫁”たちが生活時間調査を実施し、戸別訪問を行いながら、世帯内および集落内での合意を形成するために積極的に活動を行ったことも、共同洗濯機の導入を可能にするために大きな役割を果たしたといえよう。

しかし、洗濯機のコモニングは一時的なものに終わった。電気洗濯機の価格低下と上下水道の整備によって各世帯での設置が可能になったことがその背景と考えられるが、経済的に余裕ができるとしても共同洗濯所のほうが良いと生活改善実行グループ員らが一時期は述べていたことを考慮すると、理由はそれだけではないと考えられる。かつては“嫁”として洗濯という重労働を経験した“姑”たちが、身体的経験を共有するものとしての共同性を築くのではなく、“嫁”たちの共同性（井戸端会議）を快く思っていなかったこと、そのため共同洗濯機が身体的な洗濯労働の経験を共有する

場にはならなかったこと、そしてすでにある集落の共同性の中で、洗濯機の共同利用はしても汚い洗濯物は共有したくないという感情もその要因であったといえよう。本稿の事例は、再生産労働の共同化のもつ可能性と限界を示唆している。

## 注

- 1 イギリスの労働者世帯では1960年頃まで、公営の共同洗濯場が一般的に利用されていたが、洗濯機の各世帯への導入に伴い、家事労働は個別化したと指摘されている（グラックスマン2014）。
- 2 当時の農村地域で最も普及していた雑誌である『家の光』1962年10月号にも、農家の軒先と見られる場所で、“姑”世代の中高年の女性5人が電気洗濯機を囲む写真とともに、「いちどにドッサリ…ふつうより5割も余分に洗えるの」「家族が多いからピッタリね…」と語り合うセリフが描かれたシャープの広告が掲載されている（岩島2022）。
- 3 うち、1969年～1971年にかけては資料へのアクセスの都合上、通覧できていない。
- 4 増渕 1956a「農家でできる簡易洗濯機の工夫」『農村文化』35(9): 6-8、増渕 1956b「自分たちで洗濯機をつくつて洗濯の共同化をすすめる村」『農村文化』(農山漁村文化協会)35(8): 52-3
- 5 記名なし 1962「便利な共同洗濯場」『農業協同組合経営実務』17(10): 112
- 6 本誌記者 1960「明るくなった共同洗濯所の主婦たち」『農業世界』55(6): 236
- 7 本誌記者 1960「明るくなつた共同洗濯所の主婦たち」『農業世界』55(6): 233
- 8 本誌記者 1960「明るくなつた共同洗濯所の主婦たち」『農業世界』55(6): 236
- 9 記名なし 1962「便利な共同洗濯場」『農業協同組合経営実務』17(10)
- 10 記名なし 1962「便利な共同洗濯場」『農業協同組合経営実務』17(10)
- 11 本誌記者 1960「明るくなつた共同洗濯所の主婦たち」『農業世界』55(6): 233-234
- 12 なお、購入しない決断の37.3%が「主婦」、購入した決断の35.6%が「主人」によるものである（山口県農林部、山口県農村電化推進協議会、中国家庭電気普及会山口県支部、中国電力株式会社山口支店 1964: 35, 43）。
- 13 メンバーらの調査によると、1回の洗濯量は子供のオムツを除いても10～20枚、4～5kgであり、1時間半から2時間の洗濯労働を要していた（竹内 1959: 88）。
- 14 本誌記者 1960「明るくなつた共同洗濯所の主婦たち」『農業世界』55(6): 235
- 15 本誌記者 1960「明るくなつた共同洗濯所の主婦たち」『農業世界』55(6): 236
- 16 田中ちた子 1959「共同洗濯所を訪ねて」『婦人世界』の「係」による「付記」には、「洗濯機と脱水機を兼ねたもの一台を是非増設したい」という話を聞いて、東芝商事株式会社より脱水機付電気洗濯機一台御寄贈に預かりましたので、早速現地へお送りいたしました」と記されている。
- 17 4台目は、映画『日本の農業』のために岩波映画の撮影取材を受け入れた際に寄贈されたという（竹内正一 1995: 65）。
- 18 記名なし 1962「便利な共同洗濯場」『農業協同組合経営実務』17(10)
- 19 本誌記者 1960「明るくなつた共同洗濯所の主婦たち」『農業世界』55(6) および記名なし 1962「便利な共同洗濯場」『農業協同組合経営実務』17(10)
- 20 その後、1962年度まで続いたという（福田 1984: 4）。
- 21 記名なし 1959「山の中の共同洗たく場 富山県福光町の御峰地区」『農業日本』14(11)
- 22 1955年頃から、農村でも粉石鹼の普及が進み、「粉石鹼時代」の到来とされた（ライオン油脂 1979: 165-9）。
- 23 本誌記者 1960「明るくなつた共同洗濯所の主婦たち」『農業世界』55(6): 237、および岩島 2022: 373
- 24 本誌記者 1960「明るくなつた共同洗濯所の主婦たち」『農業世界』55(6): 236
- 25 本誌記者 1960「明るくなつた共同洗濯所の主婦たち」『農業世界』55(6): 237
- 26 豊橋市柱地区（事例9）では、明治以来続く共同浴場に国と県から20万円ずつ、市からの補助金10万円に加えて、地元負担金が14万円をかけて新たに共同洗濯所を併設した（全国農業協同組合中央会 1968: 260）。

## 引用文献

天野正子・桜井厚, 2003, 『「モノと女」の戦後史——

- 身体性・家庭性・社会性を軸に』平凡社.
- Buechler, Stephanie, Verónica Vázquez-García, Karina Guadalupe Martínez-Molina, and Dulce María Sosa-Capistrán. 2020. "Patriarchy and (Electric) Power?: A Feminist Political Ecology of Solar Energy Use in Mexico and the United States". *Energy Research and Social Science* 70: 1-10.
- Butler, Judith. 1990. *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*. Routledge.
- Canning, Kathleen. 2006, *Gender History in Practice: Historical Perspectives on Bodies, Class, and Citizenship*. Cornell University Press.
- Clement, Harcourt, Joshi and Sato. 2019. "Feminist Political Ecologies of the Commons and Commoning." *International Journal of the Commons* Vol. 13 no.1: 1-15.
- コーウン, ルース・シェウォーツ, 高橋雄造訳, 2010,『お母さんは忙しくなるばかり——家事労働とテクノロジーの社会史』法政大学出版会.
- ダイヤmond社編, 1966,『歴史をつくる人々 24 ゼロから出発する——三洋電機社長井植歳男』ダイヤmond社.
- De Grazia, Victoria. 2005. *Irresistible Empire: America's Advance through Twentieth-Century Europe*, Harvard University Press.
- 江藤閉子, 1960,「共同化の喜びと私たちの生活変化」『農業富民』32(11): 49-52.
- Foucault, Michel. 2000. "Governmentality," Faubion, J. D. ed. *Power: Essential Works of Foucault, 1954-1984. The New Press*: 201-22.
- 福田稔, 1984,「地域開発と農業・農村——歴史と展望」『農林業問題研究』20(2): 49-56.
- グラックスマン, ミリアム, 木本喜美子監訳, 2014,『「労働」の社会分析——時間・空間・ジェンダー』法政大学出版局.
- Harcourt, Wendy. et al. ed. 2023. *Contours of Feminist Political Ecology*, Palgrave macmillan.
- 林原泰子, 2006,『日本における家庭用電気洗濯機の成立に関する研究』九州大学博士論文.
- 本誌記者, 1960,「明るくなった共同洗濯所の主婦たち」『農業世界』55(6): 233-7.
- 伊田久美子, 2024,「資本主義批判としてのフェミニズム——マルクス主義フェミニズムを振り返る」上野千鶴子・江原由美子編『挑戦するフェミニズム——ネオリベラリズムとグローバリゼーションを超えて』有斐閣.
- 板垣邦子, 1992,『昭和戦前・戦中期の農村生活——雑誌『家の光』にみる』三嶺書房.
- 伊藤潤, 2017,「戦前の日本における家庭用洗濯機とその製品色——20世紀の日本における主要工業製品色の変遷(2)」『芸術工学会誌』75: 128-35.
- 伊藤なみ, 1966,「集団せんたくを実施して」農林省振興局普及部編『生活改善実行グループのあゆみ』農林省: 183-8.
- 岩島史, 2022,「農村における生活の改善と家電の導入——女性らしさの変容に着目して」足立芳宏編『農業開発の現代史——冷戦下のテクノロジー・辺境地・ジェンダー』京都大学学術出版会: 347-80.
- . 2025a,「戦後農村における家庭電化という経験——電気洗濯機と洗濯石鹼に注目して」『農業史研究』59: 17-28.
- . 2025b,「戦後日本農村における家事労働共同化の可能性と限界」国際共同研究加速基金(代表: 堀口正)「人民公社期の中国農村における生活秩序の変化とジェンダー」報告書.
- . 2025c,「フェミニスト・ポリティカル・エコロジーの視点から考える日本の農と食——ケアから食農システムの危機を乗り越えるアプローチ」岩島史、齋理恵子、森真里、安里和晃 責任編集『季刊 農業と経済 特集 農と食の「ジェンダー」を考える——多様性と交差性の視点から』英明企画編集.
- Iwashima, Fumi. 2022. "Making and Unmaking of Housework in Rural Japan". *The Japanese Political Economy* 48(2-4): 107-128.
- J.K. Gibson-Graham, Jenny Cameron, and Stephen Healy. 2016. "Commoning as a Postcapitalist Politics" in Amin, A. and Howell, P. eds. *Releasing the Commons: Rethinking the Future of the Commons*: 192-212. New York: Routledge.
- 記名なし, 1959,「山の中の共同洗たく場 富山県福光町の御峰地区」『農業日本』(中部日本新聞社) 14(11): 138-9.
- 記名なし, 1962,「便利な共同洗濯場」『農業協同組合経営実務』17(10).
- 記名なし, 1959,「水車で共同洗濯の村」『婦人俱楽部』(講談社) 40(3): 24-5.
- 経済企画庁調整局民生雇用課編, 1959,『国民生活の地域別分析——生活水準の地域差と人口流動』, 大蔵省印刷局.
- 経済企画庁, 1965,『国民生活白書 昭和39年度』, 経済

- 企画序.
- . 1968,『国民生活白書 昭和42年度』経済企画庁.
- 小館平苗, 1957,「農協浴場・洗濯場経営の実際——青森県小沢農協の場合」『農業協同組合経営実務』12(11): 60-3.
- ライオン油脂株式会社社史編纂委員会編, 1979,『ライオン油脂六十年史』.
- 増淵玉江, 1953,「共同で電気洗濯機を使う婦人達」『農村文化』(農山漁村文化協会)32(11): 80-3.
- . 1956a,「農家ができる簡易洗濯機の工夫」『農村文化』(農山漁村文化協会)35(9): 6-8.
- . 1956b,「自分たちで洗濯機をつくつて洗濯の共同化をすすめる村」『農村文化』(農山漁村文化協会)35(8): 52-3.
- 宮坂光江, 1959, タイトルなし 農林省振興局普及部生活改善課編『生活改善実行グループのあゆみ——農家生活改善発表大会 第7回』農林省: 89-100.
- 水谷劔治, 1953,「洗濯からの解放——三重県名張町安部田の生活改善クラブ」『富民——農業の技術と経営』(富民協会、富民社、毎日新聞社)』25(7): 66-9.
- 森武磨, 2006,「両大戦と日本農村社会の再編」『歴史と経済』48(3): 31-40.
- Mollett, Sharlene, Laura Vaz-Jones and Lydia Delicado-Moratalla. 2020. "Feminist Political Ecologies" Routledge Handbook of Gender and Feminist Geographies.
- Nelson, Ingrid. L., Hilary Oliva Faxon, and Melf-Hinrich Ehlers. 2024. "Feminist Political Ecologies of Agrarian Technologies: Knowing the Digital Differently". *The Journal of Peasant Studies*, 51(6): 1303-30.
- Nightingale, Andrea J. 2019. "Commoning for inclusion? commons, exclusion, property and socio-natural becomings" *International Journal of the Commons* 13(1): 16-35.
- 農林省農政局生活改善課, 1968,『家族労働条件適正化対策樹立のための調査研究総括報告書——農家家族労働設計に関する指導指針試案』.
- 大久保キミ子, 1962,「お母さんに自由な時間と金と空間を」中田正一他編『農村婦人の生産活動——その実際と進め方』文教書院: 99-116.
- Partner, Simon. 1999. *Assembled in Japan: Electrical Goods and the Making of the Japanese Consumer*. University of California Press.
- Partner, Simon. 2001. "Taming the Wilderness The Lifestyle Improvement Movement in Rural Japan, 1925-1965", *MONUMENTA NIPPONICA*. 56(4): 487-520.
- 労働省婦人少年局編, 1961,『生活時間白書: 婦人のレジャー・タイムについての研究』大蔵省印刷局.
- 柴田エミ子, 1966,「当該グループの幼きの時間的経過とグループをとりまく環境について」農林省振興局普及部編『生活改善実行グループのあゆみ』農林省: 188-93.
- 竹内正一, 1995,『千本柳の来し方記』竹内正一.
- 竹内むつ子, 1959,「みんなで力を合せて洗濯所を設置して」農林省振興局普及部生活改善課編『生活改善実行グループのあゆみ——農家生活改善発表大会第7回』農林省: 87-9.
- 田中ちた子, 1959,「共同洗濯所を訪ねて」『婦人生活』13(6): 192-3.
- 山口県農林部、山口県農村電化推進協議会、中国家庭電気普及会山口県支部、中国電力株式会社山口支店, 1964,『山口県農村家庭における電気洗濯機導入についての世論調査』.
- 山田正吾・森彰英, 1983,『家電今昔物語』三省堂.
- 吉見俊哉, 2004,「リビングルームのなかの「和風」——戦後日本と家電／家具のミクロ政治学』『住宅総合研究財団研究論文集』31: 33-53.
- 全国農業協同組合中央会, 1968,『農山漁村生活共同施設調査研究結果報告書』.
- 全国農協婦人組織協議会, 1972, 全農婦協二十年史——農村婦人と農協婦人部の歩み』.

掲載決定日 : 2025年5月13日

**Abstract**

## Commoning Electric Washing Machines in Rural Japan

Fumi Iwashima\*

This paper sheds light on communal laundry as an attempt towards commoning reproductive labour from a feminist political ecology perspective. It focuses on the Senbon-Yanagi communal laundry case, in which 28 farm women bought two electric laundry machines together. These young wives were responsible for their family's laundry in addition to their productive work. As they were too busy, they wanted to get washing machines, but their family members refused, and they did not have sufficient funds to purchase them. Eventually, they persuaded their families through conducting a time-use survey. After their village was subsidised by the National Policy for New Rural Village Construction, they were able to implement communal laundry, but this practice was short-lived. This paper shows that efforts to create a commoning community do not represent mere nostalgia for the “good old days”.

**Keywords:** commoning, feminist political ecology, rural women, electric washing machines, post-war Japan

---

\* Senior Lecturer, Graduate School of Economics, Kyoto University